

均等侵害の認容判決から考える実務上の指針

東京地方裁判所 平成26年12月24日判決

平成25年(ワ)第4040号 特許権侵害行為差止請求事件 (請求認容)

中 村 小 裕*
田 中 順 也**

抄 録 本裁判例は、医薬品の原薬の製造方法に関する特許権につき、均等侵害が認められた事例である（控訴審が係属中）。従前の均等侵害に関する裁判例に則った判断がなされた事例であると考えられるが、均等侵害の各要件につき丁寧に判示している点や、均等侵害が認められにくい化学・バイオ分野の特許発明について認容判断がなされた点に意義があり、今後の実務の参考となる。

目 次

- はじめに
- 本裁判例の解説と考察
 - 事案の概要
 - 裁判所の判断
 - 本裁判例の考察
- 実務における指針
 - 特許出願における指針
 - 特許権侵害訴訟等における指針
- おわりに

1. はじめに

特許権者の合理的保護を目的とする均等論が、日本においても平成10年に最高裁判決によって明確に認められたが¹⁾、その後の裁判例における均等侵害の認容例は必ずしも多くはない。そのような中、本裁判例では均等侵害が認められた。本稿では、本裁判例の判示内容を丁寧に確認した後、裁判例の動向の中で本裁判例が持つ意義や、実務上の指針を解説する。

2. 本裁判例の解説と考察

2.1 事案の概要

(1) 当事者

原告は、医薬品の研究、開発、製造、販売、及び輸出入等を業とする会社であり、活性型ビタミンD₃誘導体であるマキサカルシトールを有効成分とする角化症治療剤を製造、販売している。また、原告は、本訴訟で権利行使をしている特許権（特許第3310301号に基づく権利であり、以下「本件特許権」という。）の共有権者の一人である。

被告らのうち、被告1は医薬品の輸入、販売等を業とする会社であり、本裁判例で問題となっているマキサカルシトール原薬を輸入、販売している。また、残る被告2ないし4は医薬品

* レクシア特許法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 Koyu NAKAMURA

** レクシア特許法律事務所 弁理士
Junya TANAKA

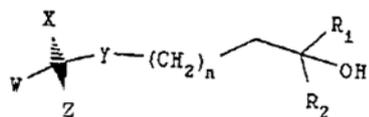
の販売等を業とする会社であり、上記マキサカ
ルシトール原薬を用いて製造した製剤を販売し
ている。

(2) 特許発明の内容

本件特許権で保護されている発明は、「ビタ
ミンDおよびステロイド誘導体の合成用中間体
およびその製造方法」という名称の発明であり、
本件特許権の訂正後の請求項13にかかる発明
(以下「訂正発明」という。)である。

【訂正後の請求項13】

構成要件A-1 下記構造を有する化合物の製造
方法であって：



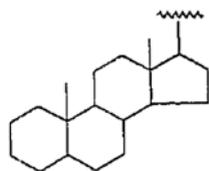
構成要件A-2' (式中、nは1であり；

構成要件A-3' R₁およびR₂はメチルであり；

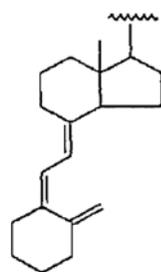
構成要件A-4' WおよびXは各々独立に水素
またはメチルであり；

構成要件A-5' YはOであり；

構成要件A-6' そしてZは、式：



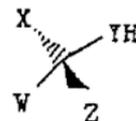
のステロイド環構造，または式：



のビタミンD構造であり、Zの構造の各々は、

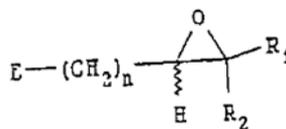
1以上の保護または未保護の置換基および／ま
たは1以上の保護基を所望により有していても
よく、Zの構造の環はいずれも1以上の不飽和
結合を所望により有していてもよい)

構成要件B-1 (a) 下記構造：

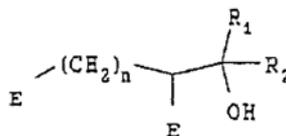


(式中、W、X、YおよびZは上記定義の通り
である)を有する化合物を

構成要件B-2 塩基の存在下で下記構造：



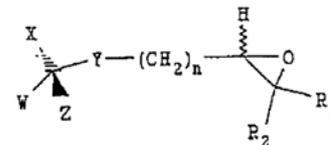
または



(式中、n、R₁およびR₂は上記定義の通りであり、
そしてEは脱離基である)

を有する化合物と反応させて、

構成要件B-3 下記構造：



を有するエポキシド化合物を製造すること；

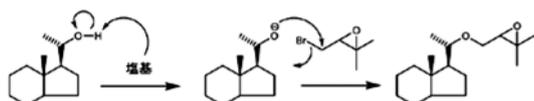
構成要件C (b) そのエポキシド化合物を還
元剤で処理して化合物を製造すること；および
構成要件D (c) かくして製造された化合物
を回収すること；

構成要件E を含む方法。

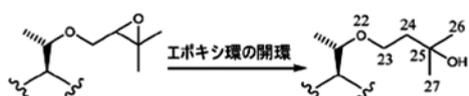
即ち、訂正発明に係る製造方法は、以下の通

りである。

【工程Ⅰ（第1段階の反応）】ステロイド環構造又はビタミンD構造を有する出発物質（構成要件A）を、塩基の存在下で反応させて中間体であるエポキシド化合物を製造する（構成要件B）。



【工程Ⅱ（第2段階の反応）】当該エポキシド化合物を還元剤で処理して、エポキシド環を開環した目的物質（マキサカルシトール等）を製造する（構成要件C）。

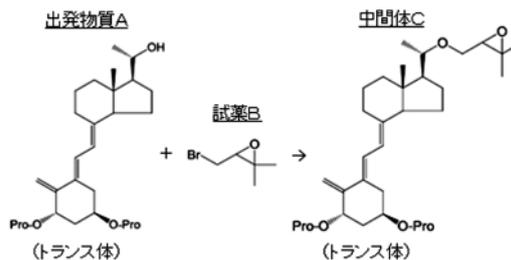


【工程Ⅲ】目的物質（マキサカルシトール等）を回収する（構成要件D）。

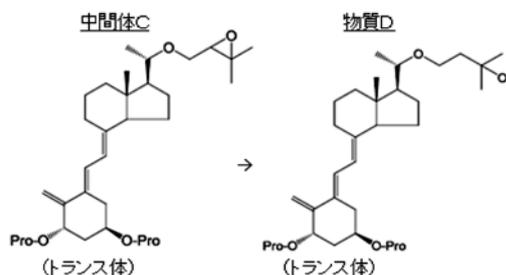
(3) 被告製品の製造方法

一方、被告1が輸入、販売するマキサカルシトール原薬、及び当該マキサカルシトール原薬を用いて被告2ないし4が製造、販売する各マキサカルシトール製剤（以下「被告製品」という。）の製造方法（以下「被告方法」という。）は、以下の通りである。

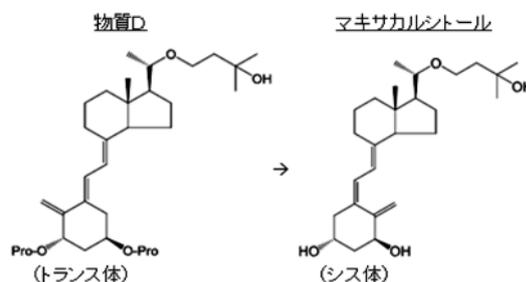
【工程Ⅰ】塩基の存在下で、出発物質Aと試薬Bを反応させ、エポキシド化合物の中間体Cを合成する。



【工程Ⅱ】当該中間体Cを還元剤で処理して、エポキシド環を開環し、物質Dを得る。



【工程Ⅲ】トランス体である物質Dをシス体に転換し、保護基を外して、マキサカルシトールを得る。



【工程Ⅳ】得られたマキサカルシトールを回収する。

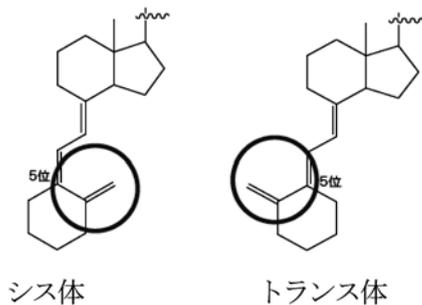
(4) 原告の請求及び主張

原告は、被告方法は訂正発明と均等であり、その技術的範囲に属すると主張して、被告製品の輸入、譲渡等の差止め及び破棄を求めた。

即ち、原告の主張は、被告方法は訂正発明の構成要件A-1ないしA-6、B-2及びDを文言上充足しており、かつ、被告方法における出発物質A及び中間体Cがシス体のビタミンD構造の化合物ではなく、その幾何異性体であるトラン

ス体のビタミンD構造の化合物であるという点で、構成要件B-1、B-3及びCを文言上充足しないが、それと均等であるとの主張である。

(参考) 二重結合を軸として、着目する二つの基が同じ側にあるものがシス体、異なる側に一つずつあるものがトランス体である。ビタミンD構造のシス体及びトランス体は、以下の通りである。



2. 2 裁判所の判断

裁判所は、被告方法は訂正発明と均等であるとして、原告の請求を認容した。

(1) 均等論の概要

本稿の目的は、本裁判例の実務における意義を考察することにあるため、均等論の基本的な考え方に関する詳細な説明は割愛させていただくが、概要は以下の通りである。

均等論とは、特許権の侵害の有無を判断する際に、特許請求の範囲を文言通りに機械的に解釈した場合（文言侵害の検討）、マイナーチェンジにより構成要件の一部を他の要素に置換して容易に特許権を迂回することが可能となって、特許権者の保護が不十分となり、ひいては、特許取得をインセンティブとして発明を公開させることにより、社会における技術の発展を企図した特許法の目的を実現し得なくなることを回避するための理論である。具体的には、対象製品又は対象方法（以下「対象製品等」という。）が以下の5要件を満たす場合には、特許発明と

実質的に同一として特許権侵害（均等侵害）を認めようというものである¹⁾。

- 1) 第1要件 対象製品等と特許発明の相違点の特許発明の本質的部分ではないこと
- 2) 第2要件 上記相違点につき、対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏すること
- 3) 第3要件 上記のように置き換えることに、当業者が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであること
- 4) 第4要件 対象製品等が、特許発明の特許出願時の公知技術と同一、又は当業者が同出願時に公知技術から容易に推考できたものではないこと
- 5) 第5要件 対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情もないこと

均等論の意義は、特許出願時に想定することが困難であった侵害態様、特に特許出願以降の技術発達により生まれた置換技術が特許請求の範囲に記載されていないからといって、特許権の権利範囲が不当に狭められることのないようにすることにある。本裁判例ではどのような理由に基づき均等侵害が認められたのかについて、以下に詳述する。

(2) 均等の5要件に関するあてはめ

- 1) 第1要件（本質的部分ではないこと）

本裁判例は、出発物質A及び中間体Cにトランス体のビタミンD構造の化合物を用いる被告方法は、訂正発明においてシス体のビタミンD構造の化合物を用いる方法と均等であるとした。

その理由を述べる中で、本裁判例は、発明の本質的部分の意義について従前の裁判例の基準を採用し、「特許発明特有の課題解決手段を基

礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分」とした上で、訂正発明につき以下のように判示した。即ち、訂正発明の効果は、従来技術に比して、マキサカルシトールを含む訂正発明の目的物質を製造する工程を短縮できることであり、その効果を奏するために採用した課題解決手段を基礎付ける重要な部分は、「ビタミンD構造又はステロイド環構造を有する目的物質を得るために、かかる構造を有する出発物質に対して、構成要件B-2の試薬を塩基の存在下で反応させてエポキシド化合物を製造し（第1段階の反応）、同エポキシド化合物を還元剤で処理する（エポキシ環を開環する）（第2段階の反応）という2段階の反応を利用することにあるとした。

一方、被告らは、訂正発明の本質的部分には、出発物質がシス体であることも含まれると反論したが、採用されなかった。

2) 第2要件（置換可能性）

本裁判例は、第1段階の反応と第2段階の反応を利用している点で、被告方法も従来技術に比してマキサカルシトールを製造する工程を短縮できており、訂正発明の目的を達成し、訂正発明と同一の作用効果を奏しているとした。

一方、被告らは、被告方法の工程Ⅲにおいて、トランス体をシス体に転換する工程が必要であり、工程の短縮は実現されていないと反論したが、本裁判例はそれでもなお最終的な工程数は従来方法よりも改善されていると判示した。

3) 第3要件（容易想到性）

本裁判例は、ビタミンD誘導体を製造するに際し、トランス体の化合物を出発物質として、適宜側鎖を導入し、シス体のビタミンD誘導体を得る方法は、訂正発明の優先日当時、当業者にとって公知であったため、当業者は訂正発明におけるビタミンD構造の出発物質をシス体からトランス体に置換し、最終的にトランス体の物質Dをシス体に転換するという被告方法を、被告方法実施時点において容易に想到すること

ができたものであるとした。

一方、被告らは、物性や化学的性質が異なるトランス体であっても訂正発明と同様に側鎖が導入できるかは不明であり、ましてその収率は不明であるから、当業者は置換を容易に想到できないと反論した。これに対し、裁判所は、マキサカルシトールの側鎖の導入に際して反応する第22位のOH基は、トランス体とシス体とで構造が異なる二重結合の位置から遠く、これら二重結合の位置によってマキサカルシトールの側鎖の導入過程の反応が異なるとは考え難いから、当業者は、トランス体のビタミンD構造の化合物を出発物質とした場合でも、訂正発明と同様の結果を得られることを容易に想到することができるとした。

4) 第4要件（容易推考性）

本裁判例は、被告らが主張した訂正発明の優先日時点の公知技術からは、被告方法は容易に推考できないとした。

5) 第5要件（特別事情）

本裁判例は、訂正発明の明細書（以下「訂正明細書」という。）において、シス体のビタミンD構造が図示されているものの、用語としてはシス体とトランス体を区別する用語は使用されておらず、トランス体を用いる先行技術との相違によって、訂正発明が特許査定されるに至ったような事情も見当たらないとして、訂正発明において、出発物質及び中間体がビタミンD構造の場合に、シス体に意識的に限定したとか、トランス体を無意識的に除外したとまでは認められないとした。

一方、被告らは①訂正明細書に引用した文献においてトランス体とシス体を明確に区別していること、②目的物質であるマキサカルシトールは、シス体として医薬品の製造承認を受け、構造式においてもシス体であることが明記されていること、③訂正明細書においてR体とS体の立体異性を区別することを前提とする記載が

あること、及び④訂正明細書におけるビタミンD構造の図がトランス体を意識したものであることを理由として、原告は出発物質を意識的に限定したものであると反論したが、本裁判例は以下の理由によりいずれも否定した。

即ち、①については、引用文献においてトランス体とシス体が区別されていたとしても、訂正明細書の本文において区別された記載がなければ出願人である原告が出発物質をシス体に意識的に限定した根拠となるものではないとした。②については、目的物質がシス体であるからといって、出発物質がシス体でなければならぬわけではなく、原告が出発物質をシス体に意識的に限定した根拠となるものではないとした。③については、R体とS体の立体異性（鏡像異性）とシス体とトランス体の立体異性（幾何異性）とは性質が異なるものであるから、訂正明細書においてR体とS体の区別を前提とする記載があっても原告が出発物質をシス体に意識的に限定した根拠となるものではないとした。また、④については、被告らの指摘する図がトランス体を意識した記載であると認めるに足りる証拠はないとした。

2. 3 本裁判例の考察

(1) 裁判例の動向における本裁判例の位置付け

本裁判例において均等侵害が認められた実務的意義は、どこにあるのか。

後述するように、本裁判例の第1、第2及び第4要件に関する上記判示内容は、技術的合理性があり、化学分野の当業者にとっては自然に受け入れられる結論であると思料する。また、第5要件についても、後述するように従来の均等侵害を認めた裁判例からして妥当な判断と思われる。

また、第3要件については、第1段階の反応において側鎖導入が行われる基（第22位の水酸基）がシス体又はトランス体の構造を決定づけ

る二重結合とは離れた部位にあることから、ビタミンD構造がトランス体であっても第1段階の反応が進行することは自明であるため、シス体のビタミンD構造の出発物質をトランス体に置換することは容易に想到し得るとされた。この認定も、化学分野の当業者にとっては素直に受け入れられるものである。一方、第3要件における容易想到性は、特許出願時ではなく、対象製品等の製造等の時点を基準にして判断される。もちろん、本裁判例においても第3要件は当該時点を基準に判断されているが、たとえ訂正発明の出願時であっても、トランス体のビタミンD構造を出発物質として使用することを想到することは容易であったのではないだろうか。訂正明細書には、シス体のビタミンD構造の出発物質を使用した実験データは示されておらず、ステロイド構造の出発物質を使用した実験データが示されているに止まっている。つまり、訂正明細書は、ステロイド構造の出発物質を使用した実験データに基づいて、シス体のビタミンD構造の出発物質を使用する態様まで拡張して発明を一般化している²⁾。かかる事情に鑑みれば、ステロイドとシス体のビタミンDとの構造上の違いは、ビタミンDにおけるシス体とトランス体との構造上の違いよりも大きいのであるから、ビタミンD構造の出発物質について敢えてシス体のみを規定した請求項を設ける必要はなかったと考えられる。つまり、訂正明細書において、訂正発明の構成要件A-6'を「…ビタミンD構造又はその幾何異性体構造であり、…」と記載していれば、本裁判例は、均等侵害の問題ではなく、文言侵害で処理できたであろう。つまり、本裁判例は、特許出願時においても容易に想到できたにもかかわらず、文言上カバーできていない置換態様について均等を認めた救済事例であると考えられる。

かかる救済事例は、過去にも裁判例があり³⁾、学説においてもかかる救済を肯定するものが多

い⁴⁾。

特許出願時の不備を均等論によって補い、特許権者の柔軟な保護を図ることは、日本において進められているプロパテントの流れには合致するが、ともすると特許権の権利範囲の不確実性が増し、特許発明を回避すべき立場の者にとってはリスクが増大する。よって、対象製品等と特許発明の相違点が、特許発明の内容とほぼ同義であることが、対象製品等の製造等の時点において当業者にとって自明である等、被疑侵害者にとって不意打ちとならないことが明らかな限られた場面で、今後にかかる救済がなされるものと推察する。

したがって、本裁判例は、均等論の積極的適用といった裁判例の動向を示すものではなく、従前の均等侵害に関する裁判例に則った判断がなされた事例であると考えられる。

(2) 化学・バイオ分野における均等侵害

過去数年間で均等侵害が争われた裁判例の統計によれば（平成18年1月1日から平成24年5月31日までの特許権侵害訴訟415件中、均等侵害が争われた51件を対象とする。）、機械・構造分野においては約25%の確率（199件中68件）で均等侵害が認められている一方、化学・バイオ分野では1件も認められていない（4中0件）⁵⁾。

その原因としては、他の分野と同様、均等侵害が認められるための高いハードルとなっている第1要件や第5要件を充足しないということももちろんあるが⁵⁾、それ以外に、特に化学・バイオの分野においては、特許発明のある構成要件を代替技術に置換した場合の作用効果は、実験等をしなければ分からない場合が少なくなく、置換の容易想到性（第3要件）が認められにくいという要因もあると考えられる。前述の化学・バイオ分野の4裁判例のうち、知財高判平成23年8月9日は、まさに第2・第3要件が否定され、均等侵害が認められなかった事例で

ある⁶⁾。

この点について、「均等論適用の要件について、作用効果に関する容易想到性を厳格に要求すると、このような（筆者注：化学・バイオ）分野については均等論の適用は難しくなり、均等論とは事実上、特定の技術分野に適用される原則ということになりかねない。そのような置換の技術が一般的に確立しており、かつそのような置換を行っても作用効果がほぼ同一であるということが当業者の間で知られていれば、容易想到性が認められるべきであろう。」との議論もなされているところである⁷⁾。本裁判例は、被告方法と訂正発明との間で相違している出発物質の構造上の差（即ち、ビタミンD構造がシス体であるかトランス体であるか）が生じる部位は、側鎖が導入される基とは遠く離れているため、発明の本質的部分を構成する側鎖導入反応に影響を与えず、トランス体のビタミンD構造を出発物質とする場合であっても当該側鎖導入が可能であることが認識できるという理由に基づき、容易想到性を認めている点で、上記のような特殊性を持つ化学・バイオ分野において参考となる事例判断といえるであろう。

(3) 本件における第1要件と第2要件の考え方

本裁判例においては、第1要件と第2要件において着目している工程は異なるが、第1要件の判断に基づき第2要件の判断も一貫してなされている。

具体的には、第1要件における訂正発明の本質的部分について、「被告方法は、ビタミンD構造の出発物質に本件試薬を使用し、第1段階の反応と第2段階の反応という2段階の反応を利用している点において、訂正発明と課題解決手段の重要部分を共通にするものであり、出発物質及び中間体がシス体であるかトランス体であるかは、課題解決手段において重要な意味を持つものではない」として、訂正発明の本質的

部分は「側鎖導入反応の工程」であると捉えている。一方、訂正発明の効果は従来技術に比して工程を短縮できる点であると認定した上で、第2要件において訂正発明の作用効果を考える際には、「訂正発明の構成要件に対応しないトランス体からシス体への変換工程は考慮の対象でない」との原告の主張を否定し、「被告方法の工程Ⅰ、Ⅱではトランス体の物質Dが得られるにすぎず、医薬品の有効成分として有用なシス体のマキサカルシトールを得ることはできないのであるから、訂正発明と同一の作用効果を奏しないことが明らかであり、訂正発明と対比すべきは被告方法の全部でなければならない」と述べ、第2要件では、被告方法において側鎖導入反応及びトランス体からシス体への変換工程を含む全工程が、訂正発明と同一の作用効果を奏するかについて判断すべきとしている。その上で、本裁判例では、被告方法においてトランス体からシス体への変換工程を加味しても、最終的な工程数は従来方法よりも改善されると認められるから、被告方法は訂正発明と同一の作用効果を奏しないとはいえないと判断している。

第2要件で着目している工程が第1要件と異なる理由は、上述の通り、第1要件では課題解決を基礎付ける技術的思想の中核をなす特徴的部分を問題としているのに対して、第2要件では当該特徴的部分を含む発明全体によってもたらされる作用効果の同一性を問題としているからである。かかる理由により、第1要件と第2要件の判断において判断対象となる工程の範囲は異なるが、要件の充足性に関する判断の帰結は一貫している。即ち、第1要件において訂正発明の本質的部分は特定の目的物質の側鎖導入反応にあると考えられ、第2要件において、当該側鎖導入反応を利用している以上、トランス体をシス体に変換する工程(被告方法の工程Ⅲ)が付加されたとしても、最終的な工程数は従来

方法よりも短縮されており、訂正発明の作用効果を奏すると判断しているのである。

(4) 本件における第5要件の考え方

均等論において、第5要件が要求される根拠は、特許出願手続において出願人が特許請求の範囲から意識的に除外した等、特許権者の側においていったん特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか、または外形的にそのように解されるような行動をとったものについて、特許権者が後にこれと反する主張をすることは、禁反言の法理に照らし許されないことにあるとされる。

本裁判例においては、当初の特許出願時の請求項1において、シス体のビタミンD構造が記載されており、審査・審判の段階でも、当該記載が維持されたまま、訂正発明が登録されるに至っている。また、訂正明細書では、ビタミンD構造についてシス体とトランス体を区別する用語を使用しておらず、またビタミンD構造がシス体である点が先行技術との相違をもたらしているものでもない。このような状況の下、トランス体のビタミンD構造を有する出発物質を特許請求の範囲に含めなかったというだけでは、トランス体のビタミンD構造を有する出発物質を意識的に除外したことにはならないと判断した本裁判例の認定は妥当と考えられる。

ここにおいて、仮に、当初の特許出願時の請求項1に「多環式化合物構造」が規定されており、補正又は訂正によって「多環式化合物構造」に代えて「シス体のビタミンD構造」を示す構造式が挿入されて訂正発明が登録に至ったというような経緯があると仮定すると、トランス体のビタミンD構造については、特許発明の技術的範囲に属しないことを承認する行動をとった、又は外形的にそのように解されるような行動をとったと認定され、第5要件の充足性については本裁判例とは異なる結論に至った可能性

がある。

3. 実務における指針

3.1 特許出願における指針

既に述べた通り、本裁判例においては、特許出願時のクレームドラフティングに不足があったものの、均等論の適用により特許権者の保護が図られた事案であると思料する。

近年、化学分野では、技術の成熟によってパイオニア的な発明が創出されにくい状況であるが、公知技術の改良発明は短期間でなされることが多く、容易な改良発明がクレームの文言範囲から外れないようなクレームドラフティングが殊更重要になっている。本裁判例は、化学分野において、実験データから発明の本質的部分を適切に抽出し、特許権の文言侵害が容易に回避されないようなクレームドラフティングの重要性を改めて認識させられる事例である。

3.2 特許権侵害訴訟等における指針

上述の通り、本裁判例は、必ずしも裁判所における均等侵害の認容可能性が高まったことを示すものではないため、依然として均等論は最終の切り札としての位置付けである。

もっとも、対象製品等が採用する技術内容やクレームの文言次第では、文言侵害の主張において自らが採用した構成要件の解釈が、最終の切り札である均等侵害の成立を否定する結果となることもある。よって、当然のことではあるが、訴訟提起当初から、将来均等侵害を主張する可能性をも見据えた戦略を練る必要がある。

さらに、対応外国特許権に関する審査手続や、特許権侵害訴訟、税関における輸入差止手続における主張内容も、日本での特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈に影響を与え得る。よって、国内外における戦略を、特許権者と共に、各国代理人弁護士・弁理士が協調して練ることも重

要となる。

4. おわりに

昨秋、ミュンヘンにて開催された日独における特許権侵害訴訟に関するシンポジウムにおいても、均等侵害が重要テーマの一つとして取り上げられた。そこでは、両国の知財高裁（日）及び連邦最高裁（独）の現役・引退裁判官により、第一審と第二審で均等侵害の成否に関する判断が分かれた裁判例が紹介され、活発な議論がなされていた。このことから推察されるように、均等侵害を認める明確な要件が確立したとしても、なおその適用の判断には困難が残る。

したがって、事例判断を一つ一つ参考にして、特許出願や特許権侵害訴訟等において役立つ指針を得ていくことが肝要である。そして、本稿がその一助となれば、幸いである。

注 記

- 1) 最判平成10年2月24日（ボールスプライン事件）
- 2) 本裁判例では、ビタミンD構造の出発物質を使用する場合について実施可能要件違反及びサポート要件違反が争われているが、ステロイド構造の出発物質を使用した実施例から、ビタミンD構造の出発物質を使用する製造方法にも適用できることが自明であると判断され、実施可能要件及びサポート要件を満たしていると認定されている。
- 3) 名古屋高判平成17年4月27日と原審の名古屋地判平成15年2月10日
- 4) 三村量一「最高裁判例解説」、法曹時報53巻6号、p.165、
竹田和彦、特許の知識（第8版）、p.443、（2009）、ダイヤモンド社
- 5) 特許第2委員会第4小委員会「均等論についての検討－近年の下級審裁判例の分析－」、知財管理Vol.64 No.3、pp.343～345
- 6) 他の3件については、第5要件が否定され均等侵害が認められなかった事例（知財高判平成22年3月31日と原審の大阪地判平成21年4月7日）と、後訴になって初めて均等侵害を主張したた

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

め前訴の蒸し返しとされた事例（東京地判平成24年4月27日。裁判所は念のため均等侵害についても検討しており、第4要件を満たさないとしている。）である。

- 7) 中山信弘, 特許法 (初版), pp.407~408, (2010), 弘文堂

編・後編)], 「発明」 The Invention 2015年No.5・No.6, 発明推進協会
・生田哲郎「医薬品有効成分の製法発明で均等侵害が認められた事例」, 「発明」 The Invention 2015年No.4, 発明推進協会

(原稿受領日 2015年9月1日)

参考文献

- ・大場正成「化学的方法特許の均等を認めた新判例（前

